

東京都における緊急事態措置の期間終了と
リバウンド防止措置を踏まえ、

10月1日から

貸室の定員制限と使用料を変更します

■定員制限

「大声ありの事業」(※) ⇒ 定員の50%以内の人数

※「大声なしの事業」で利用する場合は通常の定員でご利用いただけます。

※「大声」とは、イベント、コンサート等で生じる「大声での歓声、声援等」を想定しています。

■使用料

定員50%を超えた人数で利用する場合 ⇒ 通常の使用料

定員50%以内の人数で利用する場合 ⇒ 使用料を半額

※区外事業者等を除きます。

※通常の使用料が半額となる対象団体については4分の1に減額します(100円未満切り捨て)。

※算出した減額後の使用料が100円未満となる場合、当該使用料は50円とします。

■期間

10月1日(金曜)から10月30日(土曜)まで

○東京都における緊急事態措置の期間が終了しても、引き続き気を緩めることなく、マスクの着用や手洗い、密集を避けるなど、感染防止対策を徹底してください。

○ワクチンをまだ接種していない方は、ぜひ接種してください。

詳細・最新情報については、
港区ホームページでご確認ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると港区ホームページをご覧いただけます。



不安から
安心へ。

港区
ワクチン
寄り添います。